

京都市交通局管理規程第 22 号

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局防火管理規程の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 20 条とし、第 11 条から第 16 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 10 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(自衛消防組織)

第 13 条 第 4 条第 2 項に規定する防火対象物については、自衛消防組織を設置しなければならない。

2 前項の防火対象物が他の防火対象物と複合である場合には、その他の防火対象物の管理権限者と共同して、自衛消防組織を設置しなければならない。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とする。

第 7 条中「防火管理者」を「防火管理者等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条中「防火管理者」を「防火管理者等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「防火管理者」を「防火管理者等」とし、「第 3 条」を「第 3 条及び第 5 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条中「防火管理者」を「防火管理者及び防災管理者（以下「防火管理者等」という。）」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(防災管理者)

第 4 条 法第 36 条に基づき、必要と認められる防火対象物を管理するため、防災管

理者を置く。

- 2 防災管理者については、法第36条第2項により防火管理者と同一でなければならない。

(防災管理者の責務)

第5条 防災管理者は、第3条各号及び消防法施行規則第58条に基づき、消防計画を作成し、誠実に実行しなければならない。

別表（第2条関係）を次のように改める。

事業場	防火管理者
局 庁 舎	企画総務部総務課庶務係長
自動車整備工場	自動車部自動車整備工場技術係長
自動車部業務事務所	自動車部業務事務所担当係長
営業所	自動車部営業所庶務係長
運転指令区	高速鉄道部運輸課運転指令区長
烏丸線運輸事務所乗務区	高速鉄道部烏丸線運輸事務所乗務区長
東西線運輸事務所乗務区	高速鉄道部東西線運輸事務所乗務区長
烏丸線運輸事務所駅務区	高速鉄道部烏丸線運輸事務所駅務区長
東西線運輸事務所駅務区	高速鉄道部東西線運輸事務所駅務区長
竹田保線区	高速鉄道部技術監理課竹田保線区長
醍醐保線区	高速鉄道部技術監理課醍醐保線区長
竹田検車区	高速鉄道部車両工場竹田検車区長
修車区	高速鉄道部車両工場修車区長
醍醐検車区	高速鉄道部車両工場醍醐検車区長

姉 小 路 電 力 区	高速鉄道部電気課姉小路電力区長
醍 醐 電 力 区	高速鉄道部電気課醍醐電力区長
姉 小 路 電 気 区	高速鉄道部電気課姉小路電力区長
醍 醐 電 気 区	高速鉄道部電気課醍醐電気区長

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)